

第4章 検 査

第1 概 説

1 検査の意義及び検査の対象

監視委員会は、証取法、外証法及び金先法により大蔵大臣から委任された権限に基づき、証券取引等の公正の確保に係る規定の遵守状況を監視するため、証券会社等に対して臨店等により検査を行う。

監視委員会の検査は、公益及び投資者の保護を図ることを目的とし、大蔵大臣の証券会社等に対する必要な措置及び施策に資するものである。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

証券会社及び証券会社の親銀行等	(証取法 第56条)
証券業務の認可を受けた金融機関	(証取法 第66条)
証券業協会	(証取法 第79条の15)
証券取引所	(証取法 第154条の2)
外国証券会社国内支店及び特定金融機関	(外証法 第21条の2)
金融先物取引所及びその会員	(金先法 第52条の2)
金融先物取引業者	(金先法 第77条の2)
金融先物取引業協会	(金先法 第90条の2)

(注1) () 内は、監視委員会への検査委任規定である。

(注2) 監視委員会は、本省監理証券会社及び本省監理金融機関を除き、検査権限及び報告・資料の徴取権限を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、監視委員会は、自らその権限を行使することができる。)

2 検査の範囲

検査の範囲は、政令(証取法施行令第16条、第17条の5、第18条

の2、第19条の2、外証法施行令第14条、金先法施行令第3条、第4条、第7条、第10条)において定められており、例えば、証券会社については、証券会社、役員又は使用人の禁止行為(取引一任勘定取引、断定的判断を提供した勧誘、特別の利益提供を約した勧誘等)、損失保証・補てんの禁止、相場操縦の禁止、内部者取引の禁止等についての規定に関するものを検査することとされている(附属資料1-3参照)。

第2 検査基本方針及び検査基本計画

検査に係る事務の運営は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる1年間を検査事務年度として行われる。

監視委員会は、検査事務年度毎に、監視委員会自らが行う検査及び財務局長等が行う検査を計画的に管理・実施するため、検査基本方針及び検査基本計画を策定する。

検査基本方針においては、当該検査事務年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、検査基本計画においては、国内証券会社、外国証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関等のうち当該検査事務年度の検査の対象とするものの種類、数等を定めている。

平成6検査事務年度(以下「本事務年度」という。)については、平成6年6月28日、検査基本方針及び検査基本計画を以下のとおり定めた。

平成6検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

1 検査基本方針

金融・資本市場の自由化・国際化等の進展に伴い、証券会社等の

業務が複雑・多様化してきている中で、企業業績の回復期待等から株式市場は概ね堅調に推移してきている。また、証券市場活性化のための各種の規制緩和が図られ、金融機関の証券子会社の市場参入が拡大するとともに、新しい取引の開始や新たな営業の展開などの動きも見られる。

一方、これまでの検査結果をみると、一部に営業成績を挙げるため投資者の意向を軽視したとみられる投資勧誘や不適切な取引が認められた。また、内部管理体制についても、全般的には改善の傾向にあるものの、一部に法令遵守意識や内部管理に対する認識の不足が認められ、必ずしもその機能が十分に発揮されていない。

このような状況を踏まえ、平成6検査事務年度(平成6年7月～平成7年6月)における証券会社等検査の実施に当たっては、次の諸点を検査重点事項とし、官房金融検査部等と連携しつつ、検査の厳正かつ的確な実施を図ることとする。

なお、深度ある検査を実施するため、引き続き検査体制の整備・強化に努めるとともに、効果的な検査を実施するため、機動性に配慮することとする。

(1) 証券会社等検査の重点事項

- ① 証券取引の公正確保の観点から、各種市場ルールの遵守状況を多角的に点検する。
- ② 証券会社等の健全な経営姿勢を維持する観点から、投資勧誘の実情等営業姿勢を十分に点検する。
- ③ 証券業務の信頼性確保の観点から、各証券会社等における内部管理体制の仕組み・機能発揮の状況を十分に点検する。

(2) 金融先物取引業者等検査の重点事項

金融先物取引業者等の取引の公正確保の観点から、市場ルールの遵守状況を点検するとともに、投資勧誘の実情等営業姿勢の実

態把握に努める。

2 検査基本計画

(1) 証券会社等検査

- ・国内証券会社 79社
- ・外国証券会社 6社

(注1) 国内証券会社については、上記のほかに、支店のみを対象とした検査を23支店実施することとする。

(注2) 各種情報により検査の必要性が認められた場合には、上記のほかに、機動的に検査を実施する。

(注3) 金融機関の証券子会社については、営業開始後の早い段階でファイアー・ウォール等の検査を実施する。

(注4) 検査の実施に当たっては、原則として、官房金融検査部等と同時検査を行う。

(注5) 上記検査対象会社数は現時点での予定であり、今後諸要因により変動する場合がある。

- ・証券業務の認可を受けた金融機関 原則として、金融検査の際併せて実施する。

(2) 金融先物取引業者等検査

- ・金融先物取引業者 原則として、証券検査の際併せて実施する。

第3 検査実績

1 検査の実施状況

本事務年度における監視委員会及び財務局等の検査の実施状況は、以下のとおりである。

(1) 証券会社等検査

監視委員会及び財務局等が、本事務年度において検査に着手した件数は、証券会社85社、証券業務の認可を受けた金融機関11機関である。

これらの内訳は、監視委員会が検査に着手したものが国内証券会社10社、外国証券会社6社8支店及び証券業務の認可を受けた金融機関1機関であり、財務局等が検査に着手したものが国内証券会社69社、証券業務の認可を受けた金融機関10機関である。

本事務年度において着手したもののうち、国内証券会社43社、外国証券会社3社3支店及び証券業務の認可を受けた金融機関10機関について、本事務年度末（平成7年6月30日）までに被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了している（第1表参照）。なお、前事務年度（平成5検査事務年度）において着手し、前事務年度末（6年6月30日）までに検査が終了していなかった国内証券会社18社、証券業務の認可を受けた金融機関4機関については、本事務年度中に全て検査が終了している。

これらのうち、証券会社の役員及び使用人に重大な法令違反等が認められた5社については、大蔵大臣に対し勧告を行い、これを受けて日本証券業協会は、当該外務員の職務の停止処分を実施している（前述第2章参照）。

なお、検査において認められた問題点については、行政担当部局にも連絡され行政担当部局から被検査会社に対して改善指示が行われている。

(2) 金融先物取引業者等検査

本事務年度においては、証券検査の際に、併せて実施している。

第1表 検査実施状況

区 分	検査計画	検査着手	検査終了
1 証券会社	85社	85社	46社
国内証券会社	79社	79社	43社
監視委員会	} 79社	10社	6社
財務局等		69社	37社
外国証券会社	6社	6社	3社
2 証券業務の認可を受けた金融機関		11機関	10機関
監視委員会		1機関	1機関
財務局等		10機関	9機関

(注1) 外国証券会社は、全て監視委員会が検査を実施している。

(注2) 上記のほか、本省監理証券会社に対して財務局等が単独で支店の検査を実施したものが22支店（うち、検査を終了したものは14支店）ある。

(注3) 検査終了欄は、本事務年度末までに被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了したものである。

(注4) 証券業務の認可を受けた金融機関の検査については、検査基本計画において、原則として、金融検査の際併せて実施することとしている。

2 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

本事務年度における1検査対象当たりの延べ検査投入人員（臨店期間分）は、国内証券会社108人・日、外国証券会社47人・日、証券業務の認可を受けた金融機関15人・日となっている。

第2表 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

（単位：人・日）

区 分	1検査対象当たりの延べ検査投入人員
国内証券会社	108
外国証券会社	47
証券業務の認可を受けた金融機関	15

第 4 証券会社に対する検査結果の概要

本事務年度の証券会社に対する検査は、取引ルールの遵守状況、営業姿勢及び内部管理体制の点検を重点事項として実施した。

検査の結果認められた問題点の概要（本事務年度中に検査が終了したものに係るもの。前事務年度着手分を含む。）は、以下のとおりである（第2章でその概要を記述したものを含む。）。

- (1) 取引ルールの遵守状況については、一部の証券会社において、取引一任勘定取引の契約の締結など、以下のような問題点が認められた。
 - ① 取引一任勘定取引の契約の締結（法令違反）
 - ② 投機的利益の追及を目的とした有価証券の売買（法令違反）
 - ③ 営業員と顧客との相対売買（自主規制ルール違反）
 - ④ 有価証券取引における名義等の貸借（自主規制ルール違反）
 - ⑤ 仮名取引の受託（自主規制ルール違反）
 - ⑥ 顧客との有価証券等の貸借（自主規制ルール違反）
- (2) 営業姿勢については、一部の証券会社において、外国株式や転換社債等の営業を積極的に行う中での投資者の意向を軽視したとみられる投資勧誘など、以下のような問題点が認められた。
 - ① 投資者の意向を軽視したとみられる営業員主導による外国株式や転換社債等の短期損切り回転売買
 - ② 証券会社が相手方となった顧客の益出し売買における同社の売買損益を同顧客との他の売買によって調整した取引
- (3) 内部管理体制については、全般的には改善の傾向にあるが、一部の証券会社においては、法令遵守意識や内部管理に対する認識の不足から、必ずしもその機能が十分発揮されておらず、以下のような問題点が認められた。

- ① 社内の管理システムの不備
- ② 社内検査体制の不備
- ③ 「店頭取引に関する確認書」等の徴求遅延
- ④ 証券事故，顧客紛争の発生

(参考) 検査において認められた上記問題点に関する事例は以下のとおりである（勧告を行ったものについては，第2章で記述した。）。

○ 取引ルールの遵守状況関係

- 1 営業員と顧客との相対売買（日本証券業協会公正慣習規則（以下「日証協公慣規」という。）第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第22号違反）

A証券会社の営業員は，顧客から投資信託の解約の申し出を受けたが，募集時においてクローズド期間について十分な説明を行っていなかったことから，自己資金で顧客から直接に投資信託を買い取っていた。

- 2 有価証券取引における名義の貸借（日証協公慣規第8号第9条第3項第23号違反）

B証券会社の営業員は，既存の投資信託からの乗換比率を抑えるために顧客に自己の知人名義の口座を使用させて買付けさせたり，親族の取引は自己の営業実績に加算されないことから，顧客名義の口座を使用させて親族に買付けさせていた。

- 3 仮名取引の受託（日証協公慣規第8号第9条第3項第24号違反）

C証券会社の営業員は，株式の売出しに当たり，顧客が当選確率を高めるために本人以外の名義を多数使用してい

るとの疑念を持ちながら、個々の申込者への確認を行わずに、株式の売出しの申込みを受託していた。

4 顧客との有価証券の貸借（日証協公債規第8号第9条第3項第29号違反）

D証券会社の営業員は、顧客の信用取引における委託保証金の維持率不足を解消し、また新規建玉時の預託不足を避けるため、当該顧客に、他の顧客から担保使用の了解を得て借りていた有価証券を貸し付けていた。

○ 営業姿勢関係

1 投資者の意向を軽視したとみられる営業員主導による短期損切り回転売買（その1）

E証券会社は、株式相場の低迷から手数料や預り資産等が減少したため、外国株式や外国投資信託、転換社債等の営業を積極的に行ったが、顧客の取引内容をみると、同種の商品を短期に反復して損切り売買している状況が多数認められ、その中には商品の性格や投資者の意向を軽視したとみられる過大な勧誘の事例が多数認められた。

2 投資者の意向を軽視したとみられる営業員主導による短期損切り回転売買（その2）

F証券会社の複数の支店は、特定銘柄の株式を積極的に取り扱ったが、顧客の取引内容をみると、日計り売買（買った株式を当日中に売却）を含め短期に反復して同銘柄を売買している状況が多数認められ、その中には投資者の意向を軽視したとみられる営業員主導による過大な投資勧誘の事例が認められた。

また、同社においては、その他の株式や転換社債等の取引でも投資者の意向を軽視したとみられる営業員主導によ

る短期損切り回転売買が認められ、その中には本店管理部門から繰り返し注意されながらも取引が改善されないものがあった。

- 3 証券会社が相手方となった顧客の益出し売買における同社の売買損益を同顧客との他の売買によって調整した取引

G証券会社は、顧客から複数銘柄の株式による益出し売買の要請を受け、市場において執行しているが、一つの銘柄の株式について、当初の売買（顧客の売・同社の買）と同じ価格での戻しの売買（同社の売・顧客の買）ができず、当該取引で生じた同社の売買損益を調整するため、他の銘柄の当初の売買価格に当該売買損益を加減した、直近の市場価格とは異なる価格で戻しの売買を執行した。

○ 内部管理体制関係

- 1 社内の管理システムの不備による証券事故、顧客紛争の発生

H証券会社は、売買の頻度が高く損失が発生している等の顧客の口座を本店管理部門から支店等に対して注意口座等として指摘するいわゆるアテンションシステムを採っているが、同社が積極的に販売していた転換社債や外国債券がそのシステムの対象商品となっておらず、また、株式売買で注意口座等として指摘された口座についても、その後の管理が十分でなかったことから当該顧客の取引が改善されず、証券事故や顧客紛争につながった事例が認められた。

- 2 社内検査体制の不備による証券事故、顧客紛争の発生

I証券会社では、検査部門が社内検査で発見した問題点に対する支店長からの改善報告が形式的なものにとどまったり、改善が図られない場合についての措置がないこと等

から、当該顧客の取引が改善されず、証券事故や顧客紛争につながった事例が認められた。

3 「店頭取引に関する確認書」等の徴求遅延

J証券会社は、国内の上場株式の相場が低迷していたため、店頭株式や外国株式等の営業を積極的に行ったが、その過程で、取引の開始に際し自己責任原則についての理解を深めるためにも顧客から徴求することとされている「店頭取引に関する確認書」や「外国証券取引口座設定約諾書」の徴求が遅延していた事例が多く支店で認められた。

第 5 証券業務の認可を受けた金融機関に対する 検査結果の概要

証券業務の認可を受けた金融機関に対する検査も、証券会社に対する検査と同様、取引ルールの遵守状況等を重点項目として実施したが、特に問題点は認められなかった。

第 6 金融先物取引業者等に対する検査結果の概要

金融先物取引業者等に対する検査においては、証券取引検査の際に、取引ルールの遵守状況の点検、投資勧誘の実情等営業姿勢の実態把握を行ったが、特に問題点は認められなかった。